

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【公開番号】特開2003-127278(P2003-127278A)

【公開日】平成15年5月8日(2003.5.8)

【出願番号】特願2001-326067(P2001-326067)

【国際特許分類第7版】

B 3 2 B 15/08

C 0 8 G 63/82

C 0 8 J 5/18

// C 0 8 L 67:00

【F I】

B 3 2 B 15/08 1 0 4 A

C 0 8 G 63/82

C 0 8 J 5/18 C F D

C 0 8 L 67:00

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月7日(2004.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

不活性球状粒子の含有量が、(A)層中では0.01~0.5重量%であることを特徴とする請求項1~11のいずれかに記載の金属板貼合せ成形加工用ポリエステルフィルム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項13】

(A)層中には不活性球状粒子と多孔質粒子の両方を含有し、不活性球状粒子の平均粒径は0.08~1.5μmであって、かつ多孔質粒子の平均粒径よりも小さいことを特徴とする請求項1~12のいずれかに記載の金属板貼合せ成形加工用ポリエステルフィルム。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

不活性球状粒子は、平均粒径が0.05~2.0μmである必要があり、好ましくは0.07~1.7μm、さらに好ましくは0.08~1.5μmである。かかる粒子の平均粒径が0.05μmに満たない場合は、フィルムの生産性が低下し、またフィルム表面性が平坦になるものの、成形加工性が反って劣るようになるため好ましくない。また、2.0μmを超える場合は、成形加工時のピンホールが多発し、満足な製品が得られなくなり

好ましくない。また、(A)層中には不活性球状粒子と多孔質粒子の両方を含有し、さらに不活性球状粒子の平均粒径が多孔質粒子の平均粒径よりも小さく、かつ0.08~1.5μmの範囲にあることが、高度な深絞り成形加工性とフィルム生産性および保味保香性とのバランス上、非常に好ましい。